## 岩手県公安委員会告示第9号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨届出があった。

平成 19 年 8 月 24 日

## 岩手県公安委員会

委員長 佐 藤 ソノ子

運転免許取得者教育を	運転免許取得者教育に	変更事項	内 容	
行う者の氏名又は名称	使用する施設の名称	发 文 <del>学</del> "只	変更前	変更後
山晃有限会社	紫波中央自動車学校	法人の主たる事務所の	紫波郡紫波町高水寺字	紫波郡紫波町二日町字
		所在地	古屋敷 54 番地 1	西七久保 66 番 1